

補助の流れ（「八戸市危険ブロック塀等安全対策支援事業」）

◆ 補助の流れ

- 1) チェックリストの「1. 補助要件」で補助要件を満たすか確認してください。
- 2) 申請書類を準備してください。
（チェックリストの「2. 申請の提出書類」に記載の必要書類を準備。）
- 3) 2) で準備した申請書類を提出してください。（令和7年5月1日から受付開始）
※工事の契約締結前に提出してください。（契約後の場合、受付不可）
※令和8年1月末日までに工事が完了し、実績報告できるもののみ受付可。
- 4) 書類審査等にて交付決定が適当と判断されると、申請者に「八戸市危険ブロック塀等安全対策支援事業補助金交付決定通知書」が送付されます。
- 5) 4) の通知を受けた後、ブロック塀等の耐震改修工事等に関する契約を締結し、着手してください。
※実績報告の際に着工前、施工中、完成の写真が必要です。
- 6) 実績報告の書類を準備してください。
（チェックリストの「3. 実績報告の提出書類」に記載の必要書類を準備。）
- 7) 6) で準備した実績報告書類を提出してください。
※「工事完了後30日以内」又は「令和8年1月末日」のいずれか早い日までに提出してください。
- 8) 書類審査等にて適当と判断されると、申請者に「八戸市危険ブロック塀等安全対策支援事業補助金額確定通知書」が送付されます。
- 9) 補助金の額の確定の日から20日以内に口座に補助金が振り込まれます。

◆ 申込期間

- ・ 令和7年5月1日（木）から ※予算額に達した時点で終了。（先着順）
（令和8年1月末日までに工事が完了し、実績報告する必要があります。）